

平成26年度市民団体協働補助金交付要綱の取り扱いについて

平成26年4月1日

釧路市市民協働推進課

平成26年度市民団体協働補助金交付要綱の適正な運営を期するため、次のとおり、運用に関する基本事項を定めるので、事業執行の際に遺漏のないようにしてください。

1. 要綱第3条（補助対象事業）関係

第2項第6号（その目的が主に物品販売である事業）について、イベント開催時には屋台や物品販売なども事業の中に含まれる場合もありますが、自己資金確保などの目的で事業実施に不可欠であり、かつ営利を目的とする事業でなければ、物品販売を含む事業であっても補助対象とすることができます。

2. 要綱第4条（補助対象事業費）関係

各号に該当する補助対象外経費について以下のとおり例を示します。例示以外の経費で、判断が難しい場合は事前に確認ください。

(1) 当該団体の経常的な運営維持管理経費

（例）団体名の名刺・印・スタンプの作成、総会・定例会に係る経費（会場費、光熱水費など）、団体のユニフォーム代、団体名の看板製作費

(2) 当該団体構成員に対する人件費、飲食費、謝礼、旅費等

（例）会員が講師として行った講演会の謝金や旅費、会員が参加するイベントの保険代、会員が会議に出席する際の駐車場代

(3) 飲食費、備品購入費

飲食費とは、会員や参加者の飲食費のほか、飲食しているとみなされる場合の経費を言います。

（例）飲食店に対して会場使用料や謝礼として支払う場合、講師との打ち合わせした場合の飲食代、講師へのお茶代、会員同士の会合飲食代

備品購入費とは、永続的に形を変えず長期的な使用、保存に耐え得る2万円以上の物品をいいます。

(4) 5万円を超える謝礼

事業予算全体での合計謝礼額が5万円を超える額は対象外となります。

(5) 物品販売に係る経費

印刷物等の区分が困難なものについては、掲載内容が事業の目的に照らして適正であれば補助対象経費として取り扱えるものとします。

（例）原材料費、出店料、販売を目的とした印刷物

尚、当該年度の4月1日から翌年の3月31日までで、団体が設定した期間中に使用・購入・支払いなどの確定したもののだけが補助金の対象経費となります。

3. 要綱第5条（補助金の額等）関係

補助金の交付額の単位は千円未満切り捨てとします。

4. 要綱第6条（補助金の交付要望）関係

提出すべき書類は次のとおりです。

- ① 補助金交付要望書（第1号様式）
- ② 事業予算書（共通第2号様式）
- ③ 団体調書（共通第3号様式）
- ④ 添付資料
役員名簿及び団体構成員名簿（住所・氏名記載有）、
規約又は会則
会の活動状況がわかる資料
- ⑤ その他市長が必要と認める資料

5. 要綱第8条（補助金の交付申請）関係

提出すべき書類は次のとおりです。

- ① 補助金交付申請書（第4号様式）
- ② 事業予算書（共通第2号様式）
- ③ 団体調書（共通第3号様式）
- ④ 添付資料
役員名簿及び団体構成員名簿（住所・氏名記載有）、
規約又は会則
会の活動状況がわかる資料
- ⑤ その他市長が必要と認める資料

6. 要綱第9条（補助金の交付決定）関係

同条第2項各号に該当する事例は以下のとおりです。該当となる事例であるかの判断がつかない場合は、事例が発生した時点で速やかに相談してください。

（1）事業内容及び事業予算額に変更が生じる場合

- （例）事業内容の変更（イベント開催事業から講演会開催への変更）
補助金額の減額（経費の減額により事業費が3割以上減った）

提出すべき書類は次のとおりです。

- ① 補助事業に係る変更承認申請書（第5号様式）

② 事業予算書（共通第2号様式）

③ 資金収支計画書（第10号様式）

（2）団体名、代表者名、事業名、住所、事業期間、代表者印の変更が生じる場合

（例）年度途中に役員が交代した、事務局の住所が変わった、イベント名の変更により事業名が変更になった

提出すべき書類は次のとおりです。

① 補助事業にかかる変更報告書（第6号様式）

7. 要綱第10条（実績報告）関係

提出すべき書類は次のとおりです。

① 事業実績報告書（第7号様式）

② 事業決算書（第8号様式）

③ 事業費支払明細表（様式は任意）

④ 添付資料

領収証、請求書、成果品（事業で作成したポスター・パンフ・講演録・報告書等）、事業実施が確認できる写真、新聞記事など。

⑤ その他市長が必要と認める資料

8. 要綱第13条（補助金交付決定の取消等）関係

事業の実施が困難となった場合はできる限り速やかに、その旨を報告するとともに、事業等中止承認申請書（第11号様式）を提出してください。

9. 附則（提出書類の取り扱い等）

提出された書類は、審査を行うために必要な範囲内で複製を作成することがあります。また、提出された書類は、補助事業の審査目的以外には使用しません。